

平成19年度

国立大学法人旭川医科大学

年度計画

(平成19年3月30日届出)

平成19年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ① 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を推進する。
 - ② 「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を推進する。
 - ③ 「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を推進する。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的目標
入学センターを中心として、入学から卒後の職業活動までの学生の教育活動に関して構築した追跡システムを基に、学生の活動に関する追跡調査を行い、教育の成果・効果を検証する。
- 平成19年度の学生収容定員
〔別表に記載〕

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - (i) 学士課程
 - ① オープンキャンパスや高校訪問及び大学説明会を積極的に推進し、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図るとともに、より地域医療に関心を持つ受験者を増やすため、特別選抜（地域枠推薦入学）を導入する。
 - ② よりアドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、新AO入試（通称「ななかまど入試」）の選抜方法・実施内容等を検証し、工夫改善を図る。
 - ③ アドミッション・ポリシーに沿った人材を受け入れるという観点から、

一般入試（前期・後期）及び編入学における選抜方法・実施内容を検証し、工夫改善を図るとともに、平成22年度以降の入学者選抜方法について新たに検討を開始する。

(ii) 大学院課程

大学院進学を勧めるためのPR活動を積極的に行う。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(i) 学士課程

- ① 入学初期のアーリーエクスポージャー教育として、医療施設、介護施設、心身障害児施設等において、患者・施設利用者の目線に立った対話や介護等を体験させることで、温かな心を持った医療職者を育成するための実習を更に充実させる。
- ② 医学・看護学の基礎教育としての適正性、コア・カリキュラム等との整合性、及び基礎から応用までをカバーする知識の一貫性という観点から、全カリキュラムの見直しに向けて検討する。
- ③ 地域や僻地医療に情熱と関心のある医療職者を育成するため、地域・僻地医療教育実践センターを中心に、僻地医療実習を円滑に推進する。

(ii) 大学院課程

- ① 生命倫理に関する医学セミナーを実施する。
- ② 専門領域を横断する統合セミナー、海外からの研究者による特別セミナーを実施する。
- ③ 英文論文執筆に関する特別講義を実施する。

○ 授業形態・学習指導法等に関する具体的方策

- ① リメディアル（補習）教育科目を充実させる。
- ② 学生の自学自習の態度を育成する「チュートリアル教育」を充実させる。
- ③ 医療に関するモチベーションを高めるための早期体験実習を推進する。
- ④ 医療・福祉施設等における実習や診療参加型臨床実習を充実させる。
- ⑤ オンライン英語学習システムの利用を促進する。また、海外からの医療従事者の来訪時に、シンポジウム等を開催し、国際的なコミュニケーション能力を育成する。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ① 科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載する。
- ② 学業成績の優秀な学生を表彰する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教職員の配置に関する具体的方策

- ① 一般教育担当教員の基礎教育及び大学院教育への参加により、学部教育・大学院教育の充実を図る。
- ② 講座及び学科目の再編・統合による教育支援体制の充実を図る。
- 教育内容の検討を行うための組織体制
 - 研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を引き続き検討する。
- 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
 - ① 図書館の設備の充実に努め、利便性を高める。
 - ② 教育環境の整備と教育方法等の改善を図るため、引き続き講義室等にマルチメディア教育設備を整備する。
- スキルズ・ラボラトリーの利用の充実を図る。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策
 - ① 「学生による授業評価」の信頼性を統計解析等により評価する。
 - ② 平成17年度に創設した顕彰制度について職員に広く周知するとともに、教育、研究及び診療活動等の活性化を推進するため、特に顕著な功績があったと認められる職員を表彰する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
 - ① 「何でも相談窓口」や学年担当教員制度の周知徹底と活用を促進する。
 - ② 大学院における相談員制度の周知徹底と活用を促進する。
- 生活相談、健康相談等に関する具体的方策
 - ① 実習参加学生に対する各種感染予防や放射線取扱いなどの健康指導を推進する。
 - ② 健康診断受診率の向上のためのPR活動や義務付けを推進する。
 - ③ 禁煙に関する相談、カウンセリングやセクハラ・アカハラの相談体制を充実させるとともに、啓発活動を推進する。
- 留学生に対する配慮
 - ① 留学生に対し修学支援体制を充実させる。
 - ② 留学生の住宅環境及び生活環境の向上に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

研究の推進に関して、研究グループ（関連大学院専攻系、関連講座等）は、それぞれ協力し質の高い研究を効率良く行うことを目指し、研究推進に対し必要な競争的資金の獲得・研究成果に関するパテント等の取得などに努め、

研究成果を順次公表する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ① 独創性のある生命科学の研究を推進する。
 - ② 地域に関連のある疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。
- 重点的に取り組む領域
 - ① 高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究を引き続き推進する。
 - ② 地域に関連のある感染性疾患・アレルギー性疾患・寒圏医学等に関する調査研究及び病態解明に関する研究を継続する。
 - ③ 遠隔医療システムの更なる高質化を図るとともに、幅広いネットワークを形成し、国内外の遠隔医療の推進に努める。
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ① ホームページに掲載した学内の研究情報を、随時更新する。
 - ② 学術成果リポジトリの構築に向けて、論文情報の登録を推進する。
 - ③ リエゾンオフィスを設置するとともに、関係機関との連携について検討する。
 - ④ 引き続き、民間企業等との共同研究等を推進する。
- 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策
 - ① 研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により客観的に検証する。
 - ② 地域社会貢献型の研究について、平成17年度に確立した検証方法に基づき検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 研究戦略・教育支援室を充実させ、研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う。
- 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入
 - ① 点検評価室で実施した研究活動に係る自己評価（平成16年度～平成18年度）に対する外部評価を実施する。
 - ② 各講座等から提出される研究活動の報告及びその審査に供する基準の見直しを行う。また、傾斜配分の重み付けの程度について再検討を行う。
 - ③ 平成17年度に創設した顕彰制度について職員に広く周知するとともに、教育、研究及び診療活動等の活性化を推進するため、特に顕著な功績があったと認められる職員を表彰する。
- 中央研究施設による研究支援体制を見直し、整備・充実を図る。

- 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策
 - ① 外部資金獲得のため、「独創性のある生命科学研究」を選定し、それに対し、学内で当該研究への参画研究プロジェクトを公募し研究班を形成する。
 - ② 文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。
 - ③ 厚生労働科学研究費補助金、CREST、NEDO事業等の申請について、学内研究プロジェクトは積極的に申請を行う。
 - ④ 知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施
 - ① スキルズ・ラボラトリーを地域医療従事者の技能の向上・維持のために開放する。
 - ② 遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。
 - ③ ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。
- 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。
 - ① 年2回以上の公開講座を開催する。
 - ② 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。
- 社会人への教育上の配慮の促進
 - ① 夜間や夏季・冬季の休業期間中の研究指導等の配慮を継続する。
 - ② 大学院の長期履修コースを継続し、社会人学生の勉学環境に配慮する。
 - ③ 平成19年度に大学院博士課程を改組しており、その実効性を見定めつつ、医科学専攻大学院の設置に関する検討を進める。
 - ④ 卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を積極的に勧める。
- 図書館の地域医療従事者への24時間開放に当たっては、これまでの検討結果を踏まえ、年度内に試行する。
- 国際的な交流や留学生の受け入れについての体制整備
 - ① 国際交流推進室において、外国大学等との学術交流・留学生交流の一層の推進に努める。

現在実施されている講座等での国際交流実績に基づいて諸外国大学等

との姉妹校提携について引き続き推進する。

- ② 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置に向け、基本設計等の準備を進める。
- 発展途上国への研究・教育・技術供与を行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 患者本位の医療の充実・推進
 - ① 各腫瘍部門をセンター化するなど、専門医療の高度化に努める。
 - ② 臓器別診療体制が構築されており、更なる充実を図る。
 - ③ 患者から、医療サービスの評価を受ける等、患者参加型の医療を充実させる。
 - ④ 救命救急センターの設置を継続的に検討する。
 - ⑤ 今後も、緩和ケアの内容充実に努める。
 - ⑥ 病院給食の更なる充実を図ることで、質の向上を目指す。
- 診療支援体制の整備
 - ① 診療業務の更なる効率化を推進するため、物流部門として医療材料、消耗品等の供給の一元管理を行う物流管理システムの更なる充実を図る。
 - ② 地域医療総合センターの更なる充実を図る。
 - ③ 医療情報インテリジェントデータベースシステムの開発を継続的に行うとともに、「医療の均てん化」を目指した新しい遠隔医療ネットワークの研究開発に着手する。
 - ④ 医療技術の水準を向上させるため、先進医療にかかる設備等について、継続的な計画のもと充実を図る。
- 高度先端医療の開発・提供
 - ① 高度な医療技術の開発や、患者のニーズに対応した先進医療を提供するため、高度先進医療専門委員会を中心に、医療技術水準の向上を図り、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。
 - ② 平成18年度に開発した電子クリニカルパスシステムの全面的な稼働に向けて検討を続ける。
- 病院情報の公開と情報管理
 - ① 病院情報として、診療科、部門別の診療実績等をホームページ上において公開する。
 - ② 病院情報管理システムにおけるセキュリティ管理の点検を行い、改善に向けた具体策を検討する。
- 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価制度の検討
 - ① 病院機能モニター委員会による、定期的、継続的な自己点検の実施に

- より、病院機能状況を把握し、恒常的な医療の質の向上を図る。
- ② 目標・計画にかかる自己点検を実施し、病院運営の改善等に反映させる。
 - ③ 評価結果については、院内外に周知・公表する。
- 安全管理（リスクマネジメント）体制の整備
 - ① 医師、コ・メディカルの勤務体制の見直しと、安全管理からみた人員配置の適正化の検討を、継続的に行う。
 - ② 安全な医療を提供するため、既存の安全管理体制が十分な機能を果たしているか検証・評価するとともに、更なる、機能強化の充実を図る。
 - 医療従事者等の教育・研修の充実
 - ① 各科での研修に加え、全診療科が研修医に対してセミナーを定期開催するとともに、研修プログラムの継続的な見直しを進める。
 - ② 協力病院との連携・協力を強め、初期研修や後期研修を通じ、地域で一体となって医師を養成する体制を強化する。
 - ③ 引き続き、院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各分野における専門的な生涯教育を行う。
 - ④ 職員の意識向上を目的として、接遇、経営戦略等に係る研修を実施する。
 - ⑤ インターネットを介した「北海道メディカルミュージアム」を利用し、道内の医療従事者や住民に対し、身近な医療に関する知識や情報を提供する。
 - 病院長補佐体制の強化
 - ① 健全な病院経営を目的に、経営企画部の更なる体制を強化させるとともに、病院経営戦略として、将来を見据えた基本計画を提案することで、病院長の補佐体制を充実させる。
 - ② 病院長補佐会議及び病院長連絡会議は医師を中心に設置されているが、必要に応じて、看護部はじめ各診療部門等その専門性を考慮したメンバー編成も視野に入れる等、病院長補佐体制の強化を図る。
 - 自己収入の増加
 - ① 自費診療の積極的な受入れを行い、セカンドオピニオン外来の本格的稼働により増収を図る。
 - ② 先進医療を積極的に提供するとともに、光学医療診療部や点滴センター等の稼働を高めて増収を図る。
 - ③ 病院管理会計システム、物品管理システム等、各システムを利用した収支分析を提示し、コストの意識改革を図る。
 - ④ 今後も、地域医療連携室の機能を強化し、病院収入の増を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。
- 適正な経営戦略に立った学内資源配分の体制の下、設備整備マスタープラン等に基づき、効率的な設備投資等を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
将来構想検討委員会で取りまとめた教育研究組織の見直しの方向性に係る基本方針に基づき、その具体化について、引き続き検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。
- 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備について検討する。
- 職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。
- 教室系事務職員の事務局への配置換を3年計画の2年目として実施する。
- 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備し、職員の効率的配置を進める。
- 平成19年4月に、本学が発注する物品等の検収体制の強化を図るため、「検収センター」を設置する。
- 業務の外部委託等について、契約の集約化、複数年契約など、継続的・積極的に推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員

- 1 件以上行う。
- ② 外部資金獲得増加の方策として、教育・研究の支援を目的とした募金活動を継続する。
- ③ 公募外部資金に関する応募対象者に対する相談体制を強化するとともに、説明会を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
共同利用施設の研究用スペースについて、有効利用を促進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 点検・評価の結果を大学運営に反映させる。
- 平成18年度に実施した教員評価について検証し、その結果を踏まえた教員評価を実施する。
- セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 認証評価機関等が構築するデータベースとの連携を視野に入れたデータベース化を推進する。
- ② 大学と社会との連携機能を強化するために、大学のホームページを更に充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 職員宿舎等がある緑が丘団地のキャンパスマスタープランの見直しを行う。
- 施設の有効利用、効率的運用を実施する。
 - ① 教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。

従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。

② 施設・設備利用管理システムにより、施設の有効利用を促進する。

- 施設マネジメント室において施設の適切な管理を進めるため、高圧受変電設備や直流電源設備などの管理体制計画を作成する。
- 平成18年度に策定した学内バリアフリー化整備計画に基づきバリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。
- 平成16年度に作成した修繕計画に基づき、引き続き予防的な施設の点検・保守・修繕を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策

(1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策

- 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関し、適正な管理を行う。
- 教職員の特殊健康診断対象者を随時見直す。

(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策

- 平成21年度末を目途に、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムの構築について検討する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
15億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
現在のところ、重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。
 - (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
 - (2) 組織運営の改善
 - (3) 若手教職員の育成
 - (4) 学生及び留学生等に対する支援
 - (5) 国際交流の推進
 - (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
 - (7) 福利厚生の実施

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・小規模改修	総額 33	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (33)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1 平成17年度に教育研究分野の職に導入した任期制について、教員に周知徹底する。
- 2 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。
- 3 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 811人
また、任期付職員数の見込みを160人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 8,202百万円

(別紙)

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,315
施設整備費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	33
自己収入	13,880
授業料及入学金検定料収入	606
附属病院収入	13,158
雑収入	116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	703
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	448
計	20,379
支出	
業務費	16,992
教育研究経費	3,283
診療経費	13,709
一般管理費	1,121
施設整備費	33
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	703
長期借入金償還金	1,626
計	20,475

[人件費の見積り]

期間中、総額 8,202 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 6,028 百万円。)

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用
見込額 29 百万円。

注) 収支不均衡について

(収入) 20,379 百万円 - (支出) 20,475 百万円 = △ 96 百万円

※不均衡の理由

資本剰余金取崩による病院設備購入予定額 96 百万円

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	20,183
業務費	17,388
教育研究経費	1,285
診療経費	7,144
受託研究費等	253
役員人件費	171
教員人件費	2,660
職員人件費	5,875
一般管理費	428
財務費用	399
雑損	3
減価償却費	1,965
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	19,993
運営費交付金	5,275
授業料収益	424
入学金収益	57
検定料収益	27
附属病院収益	13,158
受託研究等収益	253
寄附金収益	379
財務収益	0
雑益	135
資産見返運営費交付金等戻入	58
資産見返寄付金戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	200
臨時利益	0
純利益	△ 190
目的積立金取崩益	448
総利益	258

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 収支不均衡について

$$\begin{array}{rcccl} \text{(経常収益)} & & \text{(目的積立金取崩益)} & & \text{(経常経費)} \\ 19,993\text{百万円} & + & 448\text{百万円} & - & 20,183\text{百万円} = 258\text{百万円} \end{array}$$

※不均衡の理由

○ プラス要因

①“収入の部”附属病院収益のうち長期借入金償還金と、“費用の部”財務費用（借入金支払利息分）との差

$$1,626\text{百万円} - 396\text{百万円} = 1,230\text{百万円}$$

②“費用の部”診療経費のうち、固定資産取得予定額

708百万円

○ マイナス要因

①減価償却費と資産見返戻入との差

$$1,965\text{百万円} - (58+27+200)\text{百万円} = 1,680\text{百万円}$$

○ 計

$$(1,230\text{百万円} + 708\text{百万円}) - 1,680\text{百万円} = 258\text{百万円}$$

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,394
業務活動による支出	17,889
投資活動による支出	599
財務活動による支出	1,626
翌年度への繰越金	1,280
資金収入	21,298
業務活動による収入	19,736
運営費交付金による収入	5,315
授業料及入学金検定料による収入	576
附属病院収入	13,055
受託研究等収入	253
寄附金収入	421
その他の収入	116
投資活動による収入	33
施設費による収入	33
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,529

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 収支不均衡について

$$(資金支出) 21,394百万円 - (資金収入) 21,298百万円 = 96百万円$$

※不均衡の理由

資本剰余金取崩による病院設備購入予定額 96百万円

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

医学部	医学科	590人 (うち医師養成に係る分野 590人)
	看護学科	260人
医学系研究科	細胞・器官系専攻	27人 〔うち修士課程 0人 博士課程 27人〕
	生体情報調節系専攻	42人 〔うち修士課程 0人 博士課程 42人〕
	生体防御機構系専攻	15人 〔うち修士課程 0人 博士課程 15人〕
	人間生態系専攻	6人 〔うち修士課程 0人 博士課程 6人〕
	医学専攻	15人 〔うち修士課程 0人 博士課程 15人〕
	看護学専攻	32人 〔うち修士課程 32人 博士課程 0人〕